

令和4年5月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 (欠席)	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 (欠席)	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 2名

7番 牧野 典代 16番 寺嶋 太寿男

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主任 坪田 浩司

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第11号 現況証明願について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について

報告第1号 農地法第4条の届出の報告について

7. 議事録署名人

1番 大川 勝利委員

2番 末廣 秀夫委員

事務局長	<p>令和4年5月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番 大川委員、2番 末廣委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明></p> <p>整理番号4番、申請地は三国町浜地、畑、462㎡を三国町浜地 ○○さんから三国町緑が丘 ○○さんへ、所有権移転するもので、許可後の経営面積111aです。</p> <p>整理番号5番、申請地は三国町加戸、畑、1,000㎡。三国町加戸 ○○さんから同じく三国町加戸 ○○さんへ、交換のため所有権移転するもので、許可後の経営面積273aです。</p> <p>整理番号6番、申請地は三国町平山、田、688㎡。三国町加戸 ○○さんから○○さんへ交換のため所有権移転するものです。</p> <p>整理番号7番、申請地は三国町加戸、田、4,874㎡。三国町加戸 ○○さんから○○さんへの所有権移転するものです。許可後の経営面積89aです。</p> <p>整理番号8番、申請地は三国町加戸、田、8,515㎡。石川県加賀市 ○○さんから三国町加戸 ○○さんへ所有権移転するもので、許可後の経営面積327aです。</p> <p>整理番号9番、申請地は丸岡町下久米田、171㎡。丸岡町下久米田 ○○さんから同下久米田 ○○さんへ所有権移転するもので、許可後の経営面積346aです。以上ご審議願います。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	異議がないと認めます。議案第9号は許可することに決定しました。
議長	次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説明>

整理番号 8 番、譲渡人 春江町江留上旭 ○○さんから譲受人 福井市計石町 ○○さんへ所有権移転するものです。申請地は春江町江留上旭、386 m²のうち 363 m²。住宅建築を目的に転用するもので建築面積 94.4 m²です。

整理番号 9 番、譲渡人 丸岡町末政 ○○さんから譲受人 香川県高松市 ○○さんへ、住宅建築を目的に転用するものです。建築面積 56.38 m²で建築後に転入予定です。

整理番号 10 番、譲渡人亡 ○○相続財産管理人から譲受人 ○○さんへ所有権移転するものです。申請地は、坂井町御油田、218 m²で、資材置き場として転用するものです。

整理番号 11 番、譲渡人 春江町針原 坪金織物から譲受人 丸岡町一本田中 ○○さんへ住宅建築を目的に転用するものです。建築面積は 79.49 m²です。

以上、ご審議願います。

議長

それでは現地確認の報告をお願いします。

整理番号 8、11 番を 18 番三寺職務代理者をお願いします。

三寺職務代理者

18 番三寺です。

整理番号 8 番、申請地は春江小学校から北に約 2 キロ、旭公園の南西に位置します。JR 春江駅から約 400m のところにあり南も住宅地です。現況は畑、隣との地境はブロックで土砂の流出を防ぐとのこと。雨水は、道路の排水溝に流すということで、問題ないと思われま。

整理番号 11 番、申請地はえちぜん鉄道しもひょうご駅から西に約 400 m、東西は住宅で地境はくいたてになっていて土砂流出防止のためブロック等を積むとのこと。雨水は北側市道の排水溝に流すと聞いており、問題ないと思われまので、ご審議をお願いします。

議長

整理番号 9、10 番を 17 番大嶋 謙一委員をお願いします。

大嶋委員

17 番 大嶋です。整理番号 9 番、所有権移転の案件で、申請地は高椋郵便局の隣、丸岡勝山線から 1 本東に入った道に面しています。土地は、手前が宅地で、真ん中が畑地となっています。地境は、片側のブロックはそろっていますが、南はぬけているため住宅を建てるにあたり、雨水が隣に流れないようにブロックを揃えてほしいと話しました。排水は道路側溝に流すということで問題ないと思われま。

整理番号 10 番、坂井町御油田の案件で、丸岡大橋から北西に約 500～700 m に位置する土地です。土地は相続放棄されており弁護士が入っています。隣地の畑との地境は明らかではなく、排水のパイプも壊れていたもので、直してから仕事してほしいとしっかり説明してきました。今までは使っていないということで、雨水排水が隣に流出しないようにしてほしいと話してきました。

議長

続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 8 番を 13 番田中正信委員をお願いします。

田中委員

13 番 田中です。整理番号 8 番は、現地確認した三寺職務代理者の説明の通り、問題ないと思われま。

議長

整理番号 9 番を 2 番末廣委員をお願いします。

末廣委員

2 番 末廣です。雨水排水は、道路の下をくぐって川に流すということで問題ないと思われま。隣の建物との間も間隔をとるということで問題

	ないと思われます。
議 長	整理番号 10 番を 12 番木村委員お願いします。
木村委員	12 番 木村です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	整理番号 11 番を 15 番坪川委員お願いします。
坪川委員	15 番 坪川です。整理番号 11 番について、この場所の両隣が 7 月と 11 月に転用許可がでていて、地元同意もあることからなんら問題ないと思われます。
議 長	ご意見を伺います。ご意見ございませんか。
	無ければお諮りいたします。議案第 10 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。
各委員	<異議なし>
議 長	異議なしと認めます。
	議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。
	次に議案第 11 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明を求めます。
事務局	<説 明> 現況証明願 1 件 現況証明願について説明いたします。
	整理番号 6 番、出願人は丸岡町下久米田 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町下久米田、413 m ² です。昭和 35 年に北側住宅と合わせ農作業小屋を建築し、以後宅地として一体利用し、現在に至ります。以上、ご審議お願いします。
議 長	それでは、現地確認の報告をお願いします。
大嶋委員	整理番号 6 番を 17 番 大嶋謙一委員お願いします。
議 長	17 番 大嶋です。現地確認で話を確認したところ、農作業に便利なように納屋を建築したということで、宅地と一体利用していたとのことです。
大川委員	続いて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 6 番を 1 番 大川委員お願いします。
	1 番 大川です。この案件は大嶋委員の説明のとおり、現況証明して致し方ないと思います。
議 長	それではお諮りいたします。議案第 11 号は原案のとおり承認してよろしいですか。
	<異議なし>
	異議がないと認めます。議案第 11 号は原案のとおり承認いたしました。
議 長	次に議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> 利用権設定を受ける者（借り手）は 2 名、利用権設定する者（貸し手）は 3 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 6 筆、11,229 m ² 、田の更新及び畑は、新規更新ともありません。使用賃借権は、田の新規 17 筆 21,289 m ² です。
	所有権移転の案件、1 件ございます。所有権を移転する者 三国町横越 ○○さん、所有権の移転を受ける者 三国町横越 ○○さん。申請地は三国町横越、田、2,709 m ² です。

議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。それではお諮りします。議案第 12 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
農業振興課	<p>次に議案第 13 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」を議題といたします。</p> <p>農業振興課の説明を求めます。</p> <p>< 説 明 ></p> <p>改選後、総会にて農振除外や農用地の制度概要で一度説明させていただきました。その中で農業振興地域整備計画を見直すこともお伝えさせていただきました。そして令和 2 年、3 年の 2 か年をかけて整備計画を見直す作業が済みましたので、ご意見をいただきたく議案提出しております。</p> <p>整備計画について、本文は、市の現状に即し、他の計画との整合性をとって変更しています。また以前の整備計画は旧町単位で運用していたものを、市一本で運用するよう見直したものです。</p> <p>農用地計画についても、旧町単位での計画を、市一本に見直したものです。基本的には旧町で計画した農用地を引きついでいますが、公共事業などで、すでに農地から外れたものなどは除いています。農用地区域 6,059ha について設定する方針で、地図に色がある地番一覧を載せることになっております。そしてこの農用地の情報は紙ベースで管理していましたが、農業委員会が利用する農地台帳システムというシステムに落とし込んで管理できるよう作業を行っております。</p> <p>今回農業委員会の意見をいただくのを皮切りに、県、J A、土地改良区などに意見を求め、7 月頃には市として公告縦覧を行う予定です。そして 8 月頃から運用したいと考えております。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。</p> <p>< 意見なし ></p> <p>お諮りいたします。議案第 13 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 13 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
事務局	<p>次に報告第 1 号「農地法第 4 条の届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。</p> <p>では報告第 1 号、届出者は三国町米納津 ○○さん、届出地は三国町米納津、畑、1,000 ㎡のうち 157.5 ㎡で、出荷調整施設を建築するとのことです。以上、報告します。</p> <p>以上で本日の議事はすべて終了いたしました。</p>